

定価消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第五十八号

平成二十三年

七月一日

金曜日

目次

告示

平成二十三年度における山梨県立富士北麓駐車場の駐車料金及び駐車場の許可を要しない日を定める告示

告示

山梨県告示第二百七十三号

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第三号)別表第二及び附則第二項の規定に基づき、平成二十三年度における駐車料金及び駐車場の許可を要しない日を定める。

平成二十三年七月一日

山梨県知事 横内正明

区分	駐車料金	備考
一 七月十六日から十八日まで及び八月五日から十六日までの日	一台一回につき一、〇〇〇円	
二 前項に規定する日以外の日	無料	駐車場への自動車の駐車については、知事の許可を要しないものとする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番